

平成 28 年 7 月 27 日現在

## 第 2 次甲賀市環境基本計画素案

※表紙には、  
親しみがあり、甲賀市らしく  
目をひくデザインを挿入します。

甲 賀 市

はじめに（市長あいさつ）

## ～ 目 次 ～

<b>第1章 環境基本計画の基本事項</b> .....	1
1. 計画の目的.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の対象.....	3
① 対象地域.....	3
② 対象主体.....	3
③ 環境の範囲.....	3
<b>第2章 環境を取り巻く状況</b> .....	4
1. 国内外の環境の状況.....	4
① 地球温暖化の進行.....	4
② 東日本大震災に起因する環境の変化.....	5
③ 循環型社会の構築.....	5
④ 生物多様性の危機.....	6
⑤ 水循環と雨水利用の推進.....	6
⑥ 人口構造の変化への対応.....	6
2. 国や県の環境政策の動向.....	7
① 国の動向.....	7
② 滋賀県の動向.....	7
3. 甲賀市の環境の状況.....	8
① 甲賀市の特徴と課題.....	8
② 市民の環境意識.....	12
4. 第1次甲賀市環境基本計画の成果・課題.....	15
5. 甲賀市の環境特性.....	16
<b>第3章 目指すべき甲賀市の環境</b> .....	17
1. 目指すべき甲賀市の環境像.....	17
2. 環境像を実現するための基本方針.....	17
<b>第4章 基本方針に基づく取り組み</b> .....	18
<b>第5章 計画を進めるために</b> .....	21
1. 計画推進のしくみ.....	21
① 市民の役割.....	21
② 事業者の役割.....	21
③ 行政（市）の役割.....	21
2. 計画の進行管理.....	22

# 第 1 章 環境基本計画の基本事項

## 1. 計画の目的

本市では、平成 21 年（2009 年）に「甲賀市環境基本計画（第 1 次甲賀市環境基本計画）」を策定、また、平成 23 年（2011 年）3 月には「甲賀市地域新エネルギービジョン」を策定し、環境に配慮したまちづくりの実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となり、さまざまな取り組みを進めてきました。

しかし、環境を取り巻く状況は近年大きく変化しており、地球温暖化の進行に起因する気候変動、国のエネルギー政策の変化、生物多様性の危機から、ごみの増加、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの身近な問題まで複雑化、多様化しており、刻々と変化する社会情勢や環境の状況を踏まえた新たな対策が必要となっています。

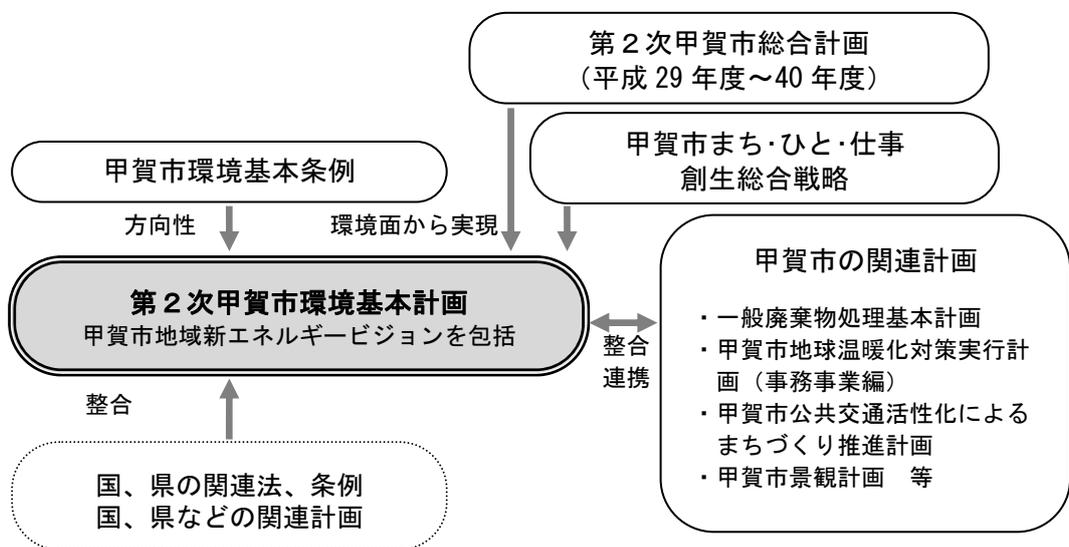
このような背景のもと、本市では、「甲賀市環境基本計画（第 1 次甲賀市環境基本計画）」の計画期間が平成 28 年度（2016 年度）で終了することから、「第 2 次甲賀市環境基本計画」を策定し、環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本市の恵まれた素晴らしい環境を将来の世代に継承していくため、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会を、強い意志と協働により築くことを目指します。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、甲賀市総合計画の将来像を環境面から実現するための環境施策の最上位計画であり、甲賀市環境基本条例第7条に基づき策定します。

第1次甲賀市環境基本計画では、「甲賀市地域新エネルギービジョン」を別途策定していましたが、近年再生可能エネルギーの必要性がますます高まっていることを踏まえ、新エネルギーの利活用の推進は環境基本計画の大きな柱として長期的に取り組む必要があるため、第2次環境基本計画では、甲賀市新エネルギービジョンを本計画に包括することで、効果的に進行管理を図ります。

また、国の「第四次環境基本計画」及び「滋賀県環境総合計画」等との整合を図るとともに、市が策定するその他の環境に関連する計画等とも相互に連携を図ります。



## 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度（2017年度）～平成36年度（2024年度）までの8年間とし、環境を取り巻く変化に適切に対応していくため、中間年で見直しを行います。



#### 4. 計画の対象

##### ① 対象地域

甲賀市全体を対象とします。ただし、市域を越えた取組みを必要とする課題は、周辺地域等も含めて対象とします。

##### ② 対象主体

計画の主体は市民・事業者・市とし、それぞれが役割を分担し、協働で進めることとします。

##### ③ 環境の範囲

地域的なものから地球規模まで、幅広い環境要素とします。

分野	環境の要素
自然環境	森林、農地、水辺、緑地、生態系、生物多様性 など
生活環境	大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭、光害、景観、ごみ対策 など
地球環境	地球温暖化、新エネルギー、省エネルギー、オゾン層など



取組み



## 第2章 環境を取り巻く状況

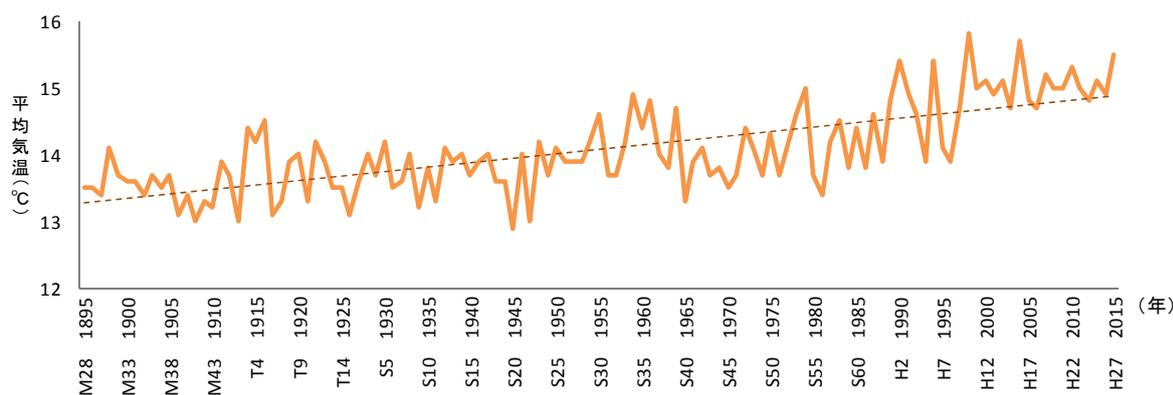
### 1. 国内外の環境の状況

#### ① 地球温暖化の進行

地球温暖化の進行により、我が国でも平均気温は上昇傾向にあり、猛暑日や大雨の発生回数の増加による被害が発生するなど、さまざまな自然災害への懸念が広がっており、私たちの生活を揺るがしかねないリスクとなっています。

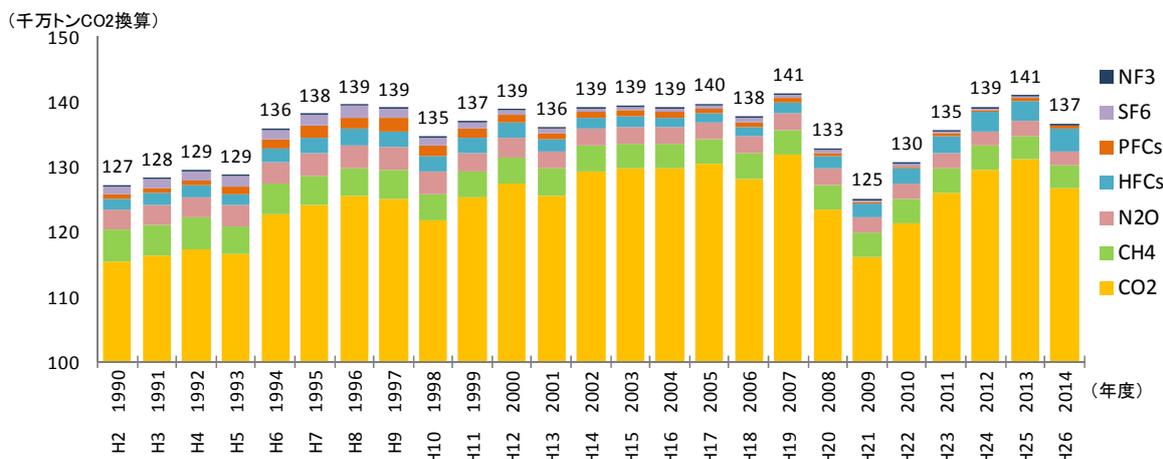
二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出の抑制に加えて、気候変動の影響に対する「適応」を進めることが必要であることから、平成27年(2015年)12月には、平成32年(2020年)以降の地球温暖化対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」が国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択され、産業革命前からの世界の平均気温上昇を「2度未満」に抑え、さらに「1.5度未満」を目指すことなどを含めた取組が定められました。

日本でも、平成42年(2030年)度には平成25年(2013年)度比温室効果ガス排出量26%削減の目標設定が示されたことから、その達成に向けて、国、地方公共団体、事業者、国民等、あらゆる主体が温室効果ガスの排出を自分ごととして捉え、その削減に向けた取り組みを積極的に行なっていく必要があります。



資料：気象庁

図 彦根市の平均気温の推移



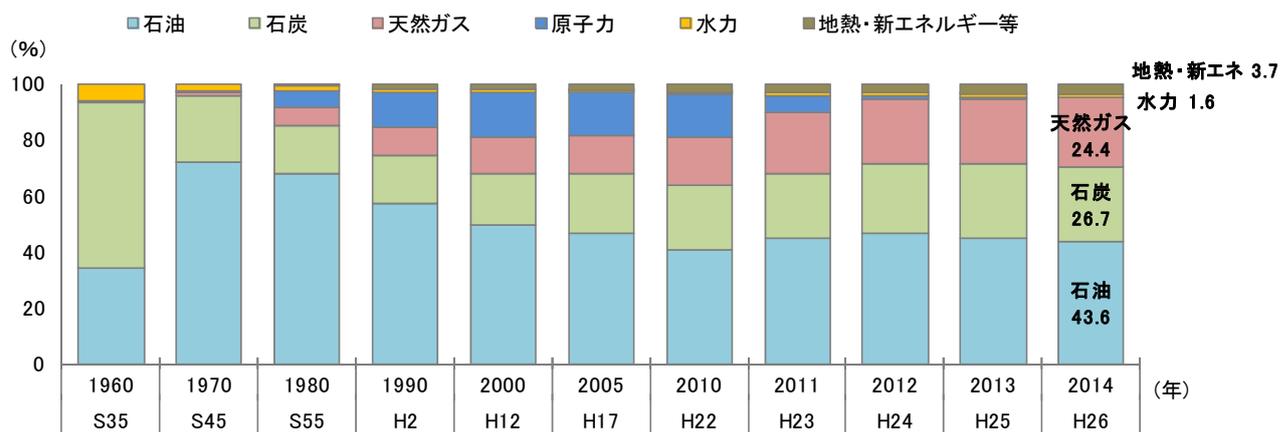
資料：環境省 温室効果ガス排出量

図 我が国の温室効果ガス排出量推移グラフ

## ② 東日本大震災に起因する環境の変化

平成 23 年（2011 年）3 月の東日本大震災の発生および福島第一原子力発電所の事故に伴う原子力発電所の停止により、電力需給ひっ迫の懸念や化石燃料への依存度の高まりによる温室効果ガスの増大、電力・エネルギーへの安全性の確保といった様々な課題が浮き彫りになり、国民のエネルギー問題や環境への意識が変わりつつあります。

安全性、安定供給、経済効率性等の観点から、原発に依存しない新たなエネルギーシステムの構築への早急な対応が求められています。



年	1960	1970	1980	1990	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014
	S35	S45	S55	H2	H12	H17	H22	H23	H24	H25	H26
エネルギー自給率 (%)	58.1	15.3	12.6	17.1	20.4	19.3	19.9	11.1	6.3	6.1	6.0

資料：環境庁「エネルギー白書」

図一 我が国のエネルギー国内供給構成及びエネルギー自給率の推移

## ③ 循環型社会の構築

経済発展がもたらした今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型社会は、ごみ処理や資源利用に伴う様々な問題を増大させています。

平成 21 年（2009 年）6 月に制定された「バイオマス活用推進基本法」に基づき、平成 22 年（2010 年）12 月に「バイオマス活用推進基本計画」が策定され、バイオマス活用に向けた取り組み体系の整備が進んでいます。

また、平成 25 年（2013 年）5 月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、従来の廃棄物の量に着目した施策に加え循環の質にも着目し、新たな施策の柱として、リサイクルに比べ取組が遅れているごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の取組強化、有用金属の回収、安心・安全の取組強化等が示されました。

#### ④ 生物多様性の危機

都市開発、森林や農地の荒廃、外来種の移入、地球規模の気候変動等は生物の生息・生育環境の悪化をもたらし、我が国においても、野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕しているなど生物多様性は大きな危機に直面しています。

平成22年（2010年）に愛知県内で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、生物多様性に関する世界目標となる「愛知目標」が採択されたことを受け、わが国では、平成24年（2012年）9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定されました。

これにより、愛知目標の達成に向けた国のロードマップを示すとともに、東日本大震災の発生や人口減少の進展をはじめとした昨今の社会状況を踏まえ、これまでの人と自然との関係をいま一度見つめ直し、今後の自然共生社会の実現に向けた方向性が示されました。

#### ⑤ 水循環と雨水利用の推進

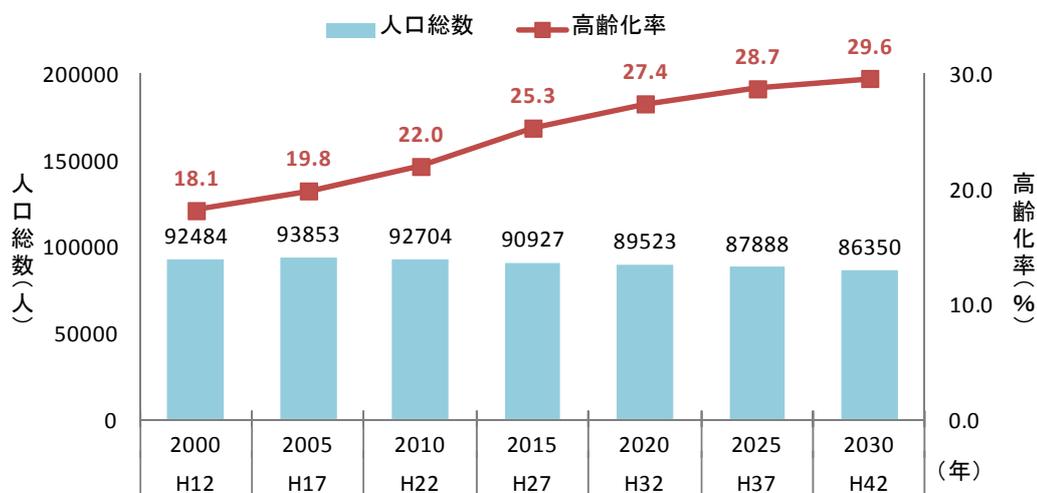
平成26年（2014年）5月には、「雨水の利用の推進に関する法律」が施行され、地域の自然的・社会的条件に応じて雨水の利用の推進に関する施策を策定し、実施することに努めるよう、地方公共団体の責務が規定されました。

また平成26年（2014年）7月に施行された「水循環基本法」に基づき「水循環基本計画」が策定され、水循環に関する施策に関し、地方公共団体の責務が定められました。

#### ⑥ 人口構造の変化への対応

日本全体で人口減少社会に突入しており、甲賀市においても、平成16年（2004年）以降人口は年々減少傾向にあり、平成32年（2020年）には9万人を割り込むと推計されており、高齢化も年々進行することが予想されます。

人口が減少し高齢化が進むことで、単身高齢者世帯の増加に伴うエネルギー使用の増加や農林水産業の担い手の減少による里地里山の荒廃が懸念されるなど、環境保全にも大きな影響を及ぼすと考えられます。



※H27は速報値

資料：H12～H27は国勢調査、H32以降は甲賀市人口ビジョン

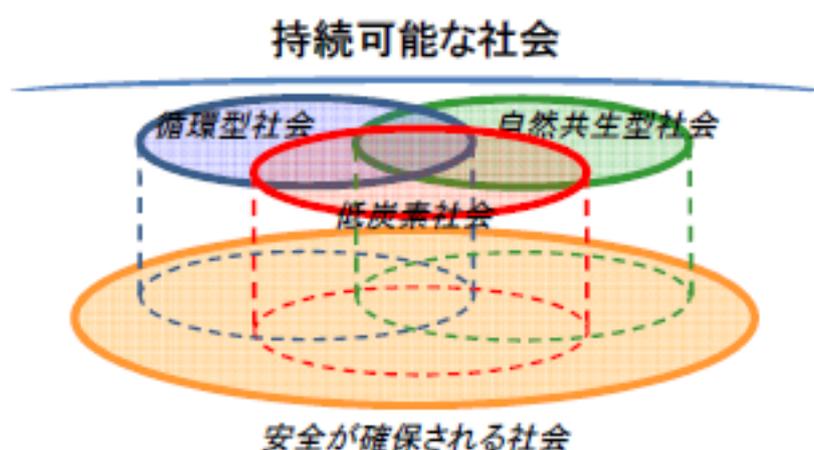
図 甲賀市の人口及び高齢化率の動態と将来予測

## 2. 国や県の環境政策の動向

### ① 国の動向

平成 24 年（2012 年）4 月に閣議決定された「第四次環境基本計画」では、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」、「循環」、「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけています。

また、COP21 で採択された「パリ協定」を踏まえ、平成 28 年（2016 年）5 月には、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、平成 42 年（2030 年）度に 2013 年度比で温室効果ガス 26.0% 減とする中期目標に加え、平成 62 年（2050 年）までに 80%削減を目指すとの長期目標を新たに掲げ、その目標達成のため、再生可能エネルギーの最大限の導入や安全が確認された原子力発電所の再稼働に加えて、水素エネルギーの活用や石炭・石油から天然ガスのシフトなどを進めるほか、都市機能を中心部に集め、温暖化ガスの排出量を抑えた環境配慮型の都市づくりを推進することとしています。



出典：第四次環境基本計画

### ② 滋賀県の動向

県では、平成 27 年（2015 年）2 月に「第四次滋賀県環境総合計画」を策定し、「環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造」「琵琶湖環境の再生と継承」「低炭素など環境への負荷が少ない安全で快適社会の実現」を基本目標として、取り組みを進めています。

平成 28 年（2016 年）3 月には「しがエネルギービジョン」を策定し、新しいエネルギー社会の創造を目指し、省エネルギー・節電の推進、再生可能エネルギーの導入促進、エネルギーの効率的な活用の推進、エネルギー関連産業の振興・技術開発の促進などを進めることとしています。

また、平成 28 年（2016 年）3 月に「第三次滋賀県環境学習推進計画」を策定し、環境学習によって主体的に行動できる人材を育成し、これからの持続可能な社会づくりを進めることを目的として、1) 暮らしと琵琶湖のつながり再生、2) 低炭素社会づくり、3) 生物多様性の保全、4) 循環型社会づくりの 4 つの分野で重点的に学習推進に取り組み、拠点間のつながりや、学校等と地域のつながりの強化にも取り組むこととしています。

### 3. 甲賀市の環境の状況

#### ① 甲賀市の特徴と課題

##### (1) 地勢

甲賀市は、滋賀県の東南部に位置し、東部に連なる鈴鹿山脈を背景に、野洲川、杣川、大戸川沿いに平地が広がり、市域の7割を占める森林は琵琶湖の水源涵養、水質保全にも重要な役割を果たすなど、豊かな自然資源と自然環境に恵まれたまちです。

一方で、古くから街道が通る近畿圏と中部圏を結ぶ交通の要衝でもあり、現在は新名神高速道路や国道1号を中心に、人や物の広域交流拠点となっています。



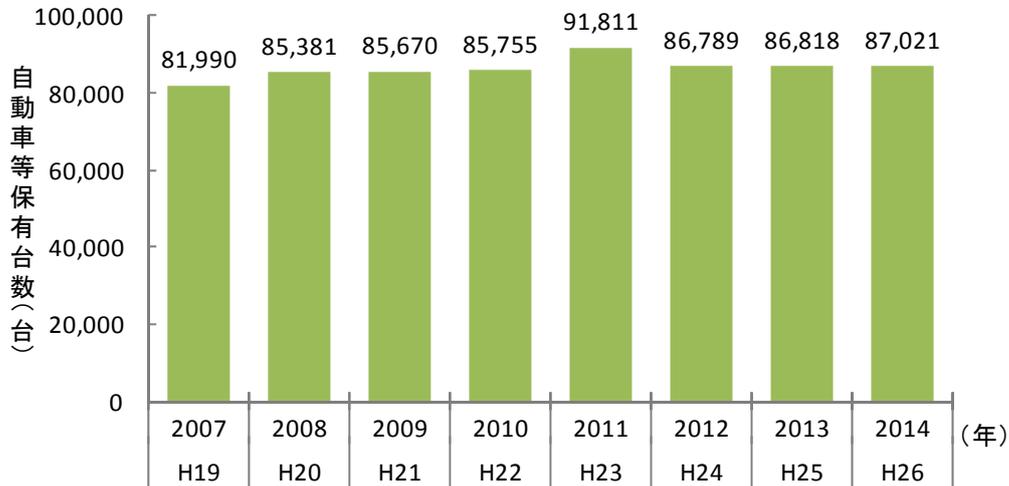
##### (2) 自然環境

鈴鹿山脈や信楽山地を背景に、野洲川、杣川、大戸川、ササユリが自生する里山、緑豊かな田園が広がる自然環境は、甲賀市の貴重な財産です。

市内には水の張られた水田、除草されたあぜ、間伐された里山など、人々の暮らしと自然が調和した昔からの環境が残っており、地域種と呼ばれる希少な動植物が数多く生息しています。ジャコウアゲハ、キキョウ、チュウサギは市内一円で比較的よく見かけられますが、市内が貴重な生息地のひとつとなっているカスミサンショウウオやホトケドジョウは、水環境の変化から見られる場所が限られてきています。また、市の花であり絶滅危惧Ⅰ類に指定されているササユリは、自生地が減少しつつあります。

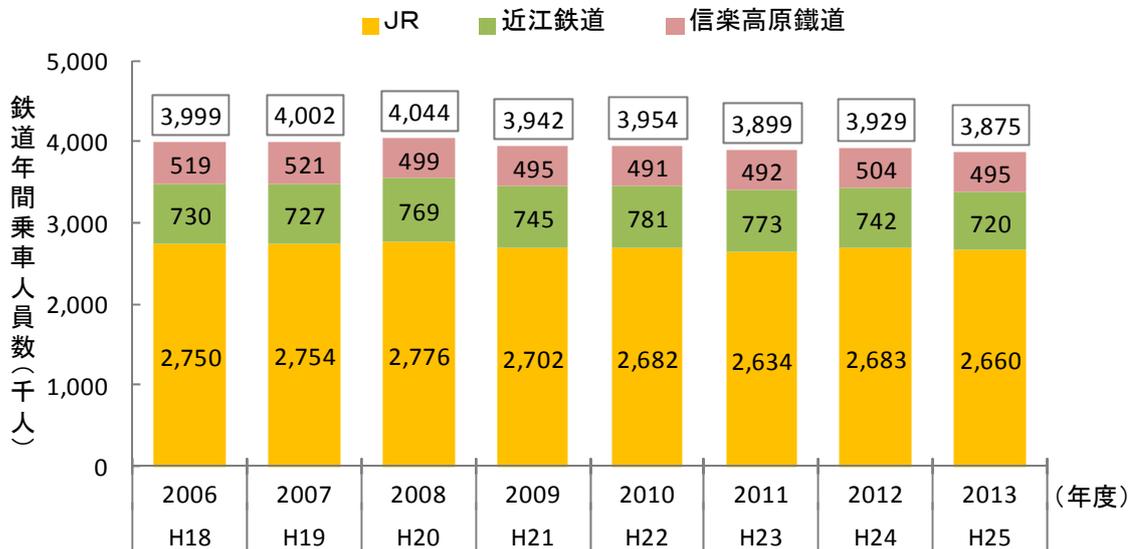
### (3) 交通の状況

本市における自動車等保有台数は、平成 23 年（2011 年）をピークに減少し、横ばいとなっています。一方、JR 草津線、信楽高原鐵道、近江鐵道や帝産湖南交通、コミュニティバスなど市内を巡る公共交通の利用者数は、横ばいから減少傾向となっています。



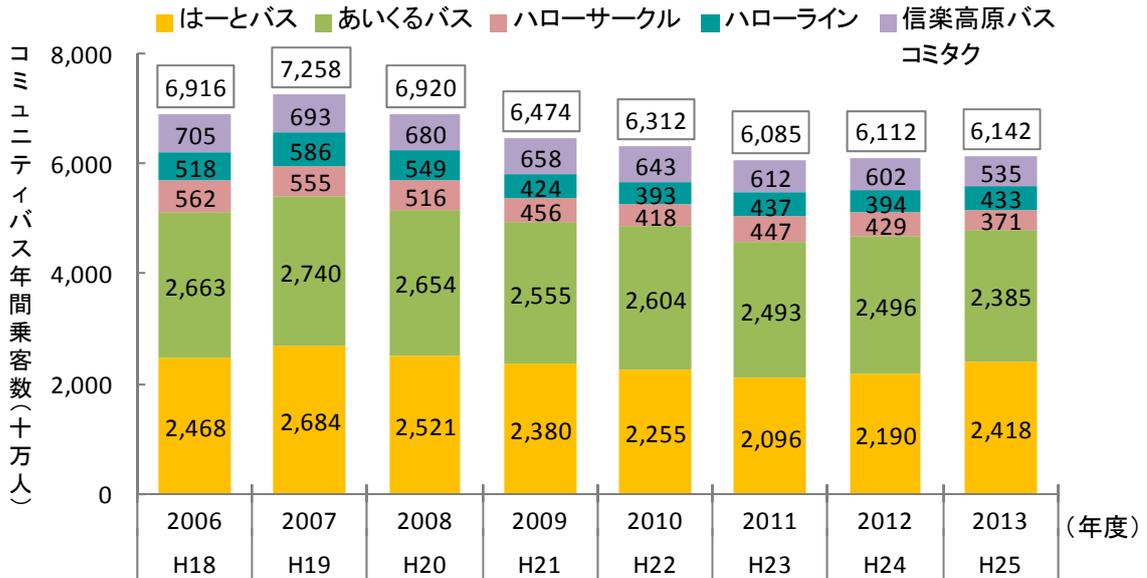
資料：近畿運輸局滋賀運輸支局、甲賀市税務課  
※各年 3 月末現在

図 甲賀市の自動車等保有台数の推移



資料：西日本旅客鐵道株式会社、甲賀市政策推進課

図 甲賀市内の鉄道年間乗車人員数の推移



資料：甲賀市政策推進課

図 甲賀市内のコミュニティバス年間乗客数の推移

#### (4) 産業の状況

市域の大部分を占める豊かな森林と農地のもと、稲作や茶を中心とした農業や特産品のかんぴょう、ヒノキなどの林業が発展してきましたが、高齢化の進行や後継者不足から遊休農地や管理放棄された森林が増加しています。

商業については国道や幹線道路沿いに郊外型大型店舗の立地が進み、中心市街地の商店街は衰退しつつあります。

新名神高速道路や国道1号による交通アクセスの良さを活かし、市内にはものづくり企業をはじめ多くの企業が集積しており、甲賀市の製造品出荷額等は9年連続で滋賀県内1位となるなど、活発な生産活動が行われています。こういった活力を維持しつつ、環境保全への取り組みについても進めていく必要があります。

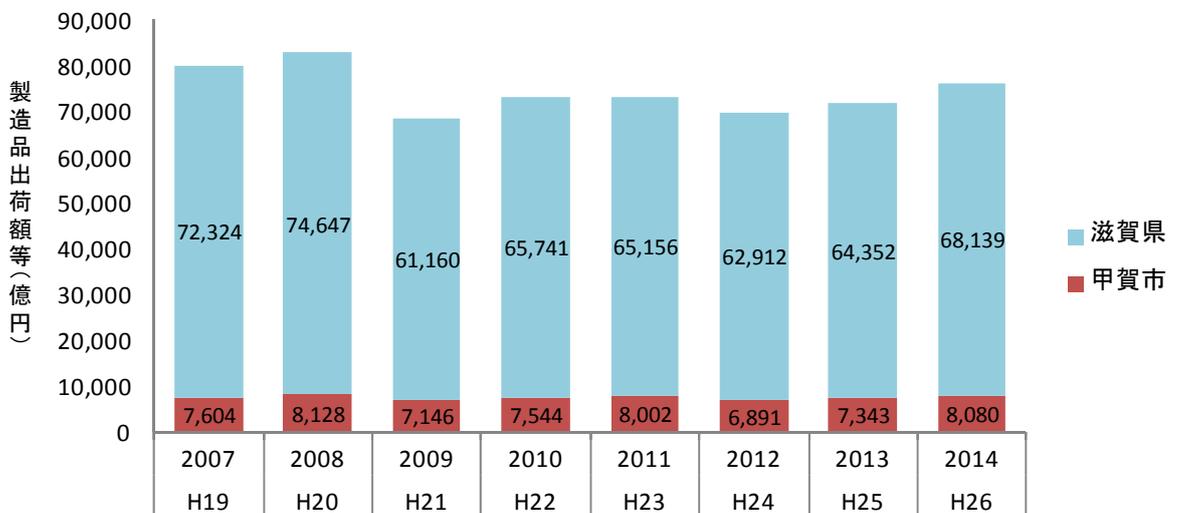


図 甲賀市の製造品出荷額等と県内順位の推移

### (5) 生ごみの堆肥化循環システムの定着

本市では、平成 14 年（2002 年）4 月に旧水口町において、モデル事業として生ごみ堆肥化循環システムの取り組みを開始し、平成 16 年（2004 年）10 月から全市展開を始めました。

平成 26 年（2014 年）度の参加世帯は、8,809 世帯で年々増加しています。



資料：甲賀市の環境概要（平成 26 年度版）

図 生ごみ堆肥化システム参加世帯

### (6) レッドデータブックの作成による自然を守る取り組み

甲賀市では、地域の自然環境の状況を明らかにし、野生生物を保全するため、平成 19 年（2007 年）に、「甲賀市レッドデータブック～守ろう！！甲賀の自然と生き物～」を県下で 2 番目に作成しました。生き物の生息状況の変化に対応するため、5 年毎に更新することから、平成 24 年（2012 年）には、「甲賀市レッドリスト 2012」を作成しています。



## (7) 環境関連団体の減少

甲賀市内でも団体や個人により、環境美化や自然保護などの環境保全の取り組みが積極的に行われてきましたが、会員の高齢化や後継者不足から、平成 27 年度（2015 年度）に核となる環境ネットワークが解散し、既存団体の事業も縮小していることから、人材育成や環境意識の高揚に努めていく必要があります。

## ② 市民の環境意識

市民・児童・事業所の環境に関する意識や考えを把握するため、平成 28 年（2016 年）に意識調査を実施しました。

主な結果はを次ページ以降に示します。

表一意識調査の実施概要

	市民	児童	事業所
調査対象	市内在住の 16 歳以上の男女・個人	市内全小学5年生(22 校) 市内全中学2年生(6 校)	市内に立地する事業所 (甲賀市工業会全会員)
調査標本数	2,000 人	—	82 社
標本抽出法	層化二段無作為抽出法 (抽出台帳:住民基本台帳)	—	—
調査方法	郵送配布・回収	各学校で実施(授業等)	メール送付、 メールまたは FAX 回収
調査時期	平成 28 年1月 25 日～ 2月 10 日	平成 28 年1月 25 日～ 2月 10 日	平成 28 年1月 22 日～ 2月 10 日
有効回答数	785 件(39.3%)	1,637 件	30 件(36.6%)

## 市民意識調査の概要

### 近年の環境の変化



(悪くなった点)

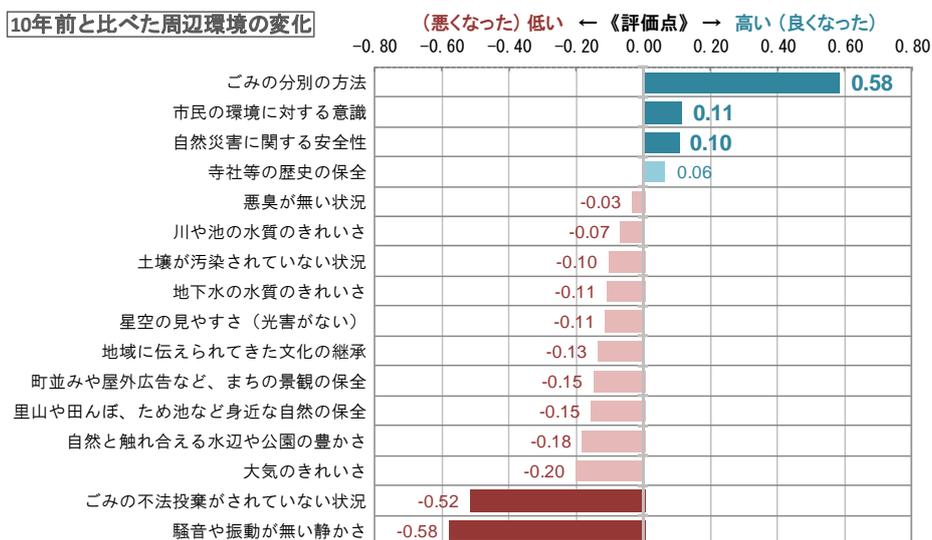
- ・騒音や振動
- ・ごみの不法投棄



(良くなった点)

- ・ごみの分別
- ・市民の環境に対する意識
- ・自然災害への安全性

#### 10年前と比べた周辺環境の変化



※評価点は、「良くなった」=2点、「変わらない」=0点、「悪くなった」=-2点として加重平均を算出したもの

資料：環境に関する市民意識調査(平成28年実施)

### 環境に対する満足度



(満足度が低い点)

- ・ごみの不法投棄
- ・市民の環境に対する意識
- ・自然と触れあえる環境
- ・水のきれいさ
- ・まちの景観



(満足度が高い点)

- ・星空の見やすさ
- ・大気きれいさ
- ・悪臭がない
- ・土壌汚染がない
- ・ごみの分別状況

#### 周辺環境の現在の満足度



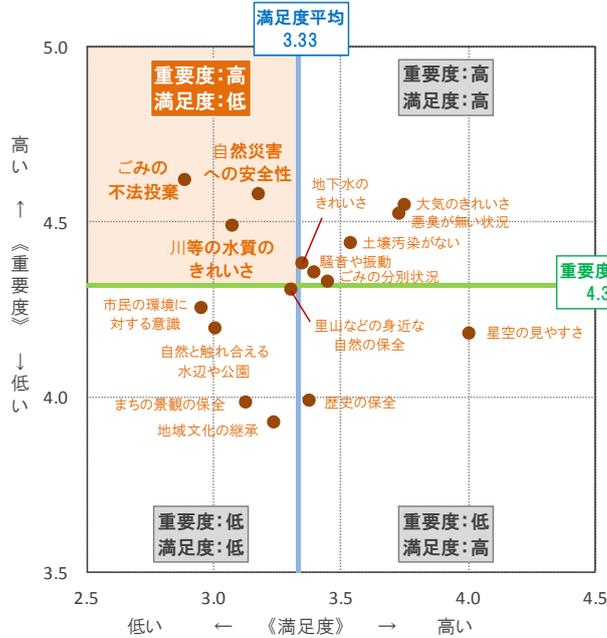
※満足度は、「満足」=5点、「やや満足」=4点、「どちらでもない」=3点、「やや不満」=2点、「不満」=1点として加重平均を算出したもの

資料：環境に関する市民意識調査(平成28年実施)

## 環境に対する市民のニーズ

- ・不法投棄がない環境
- ・市民の環境に対する意識の向上
- ・自然と触れ合える水辺や公園の豊かさ
- ・川等の水質のきれいさ
- ・自然災害への安全性

周辺環境の現在の満足度・今後の重要度



ごみの不法投棄がされていない状況	14.41
川や池の水質のきれいさ	13.17
市民の環境に対する意識	13.00
自然災害に関する安全性	12.96
自然と触れ合える水辺や公園の豊かさ	12.59
地下水の水質のきれいさ	11.65
里山や田んぼ、ため池など身近な自然の保全	11.64
町並みや屋外広告など、まちの景観の保全	11.48
騒音や振動が無い静かさ	11.38
ごみの分別の方法	11.08
土壌が汚染されていない状況	10.96
地域に伝えられてきた文化の継承	10.88
寺社等の歴史の保全	10.50
悪臭が無い状況	10.30
大気きれいさ	10.26
星空の見やすさ(光害がない)	8.38

※ニーズ得点は、『重要度×(6-「満足度」)』で算出したもの。

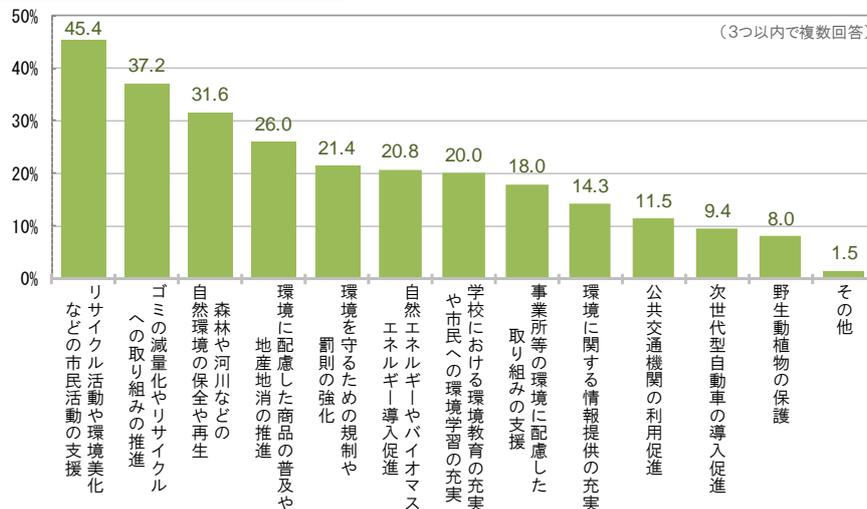
満足度が低く、重要度が高いほど高得点となることから、高い項目ほどニーズが相対的に高いと考えることができる。

資料：環境に関する市民意識調査(平成28年実施)

## 市に取り組んでほしい施策

- ・市民や事業者の環境活動の支援
- ・自然環境の保全や再生
- ・環境を守るための規制や罰則の強化
- ・ゴミ減量化やリサイクル促進
- ・環境配慮商品の普及・地産地消推進
- ・自然エネルギーやバイオマスエネルギーの導入促進

環境保全のために市が取り組むべきこと



資料：環境に関する市民意識調査(平成28年実施)

#### 4. 第1次甲賀市環境基本計画の成果・課題

第1次甲賀市環境基本計画では、目指す環境像として掲げた「未来につなぐ美しい甲賀」の実現に向けて、「自然分野」「まちにくらす分野」「資源とごみ分野」と全てに「共通する分野」の4分野に分けてプロジェクトを定め、施策に取り組んで来ました。

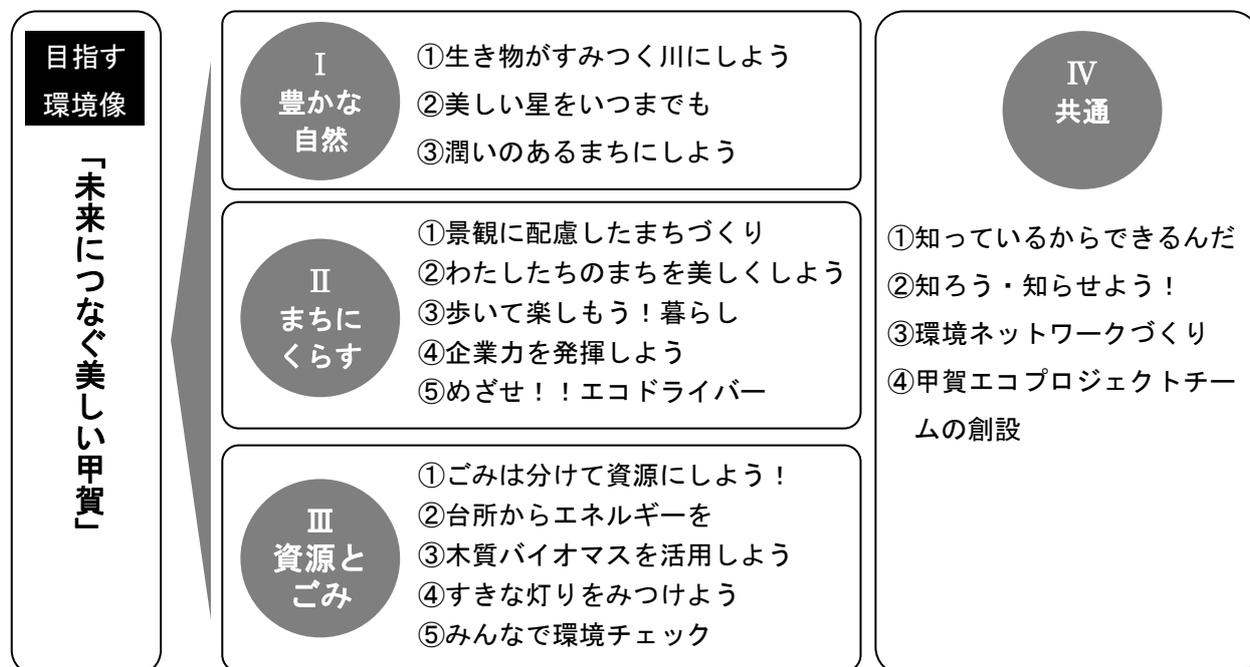


図 第1次甲賀市環境基本計画における環境像と分野

各事業の実施状況等から4つの分野ごとの成果と課題を示します。

##### I 豊かな自然

「甲賀市レッドリスト」を見直し、生態系の保全に努めるとともに、市民に種苗を配布し、緑のカーテンの普及行いました。今後は、市内に生息する希少種等の生育環境を保全するとともに、自然と共生できる生活環境を整える必要があります。

##### II まちにくらす

目標には至らなかったもののまち美化活動の登録数は年々増加しており、新規立地企業等への環境保全の締結も進めています。今後は、多様な主体の保全活動への参画を促進するとともに、自動車利用を抑制し、低炭素社会を進める必要があります。

##### III 資源とごみ

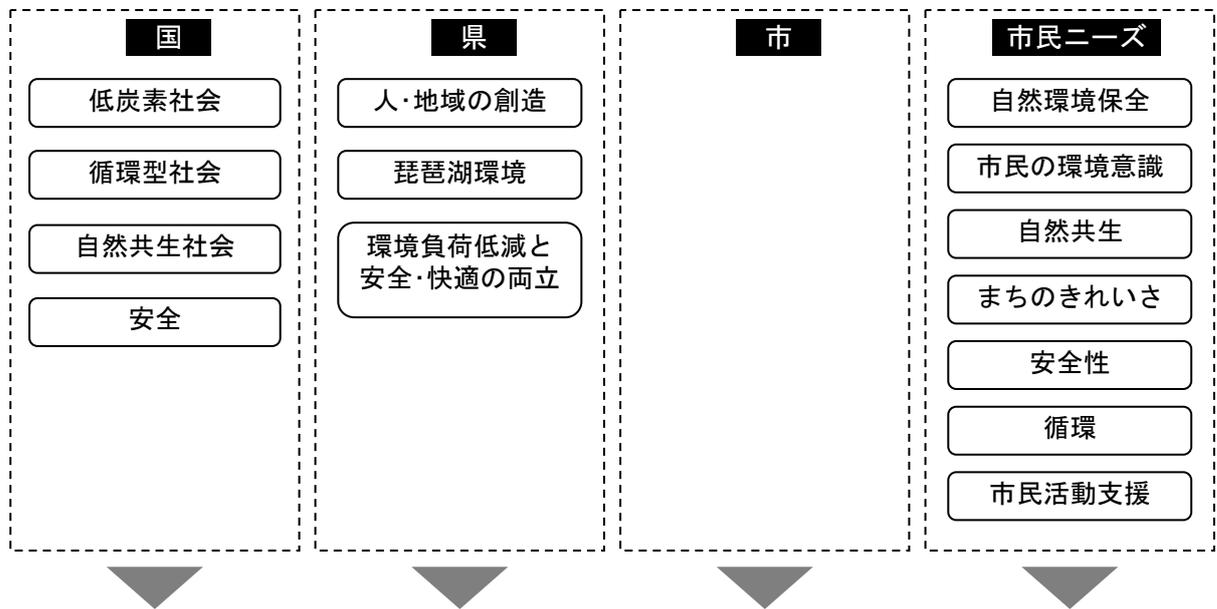
目標には至らなかったものの生ごみ堆肥化参加世帯数は増加傾向にあり、太陽光発電についても個人での導入や企業の参入が進んでいます。今後は木質バイオマスをはじめとする新たな再生可能エネルギーの導入についても進めていく必要があります。

##### IV 共通

広報紙やホームページでの情報提供を進めるとともに、定期的に環境学習会を行い参加者アンケートによるニーズ把握に努めました。今後は、次代を担う環境人材の育成や環境ネットワークづくりへの支援を進める必要があります。

## 5. 甲賀市の環境特性

国・県の方向性や、甲賀市第2次総合計画における将来像や目標、市民等アンケートより抽出したキーワードを整理しました。



(1) 豊かな自然環境の保全「自然と共生できる社会」

**キーワード**：生物多様性、森林、水環境、身近な緑地、水辺空間、緑化

(2) 快適な生活環境の保全「安心・快適に暮らすことができる社会」

**キーワード**：騒音、振動、大気、化学物質、景観、環境美化、悪臭

(3) 低炭素社会の推進（甲賀市地域新エネルギービジョン）「温室効果ガスが出ない社会」

**キーワード**：省エネルギー、再生可能エネルギー、地球温暖化

(4) 循環型社会の推進「環境負荷が少ない社会」

**キーワード**：ごみ排出抑制、再資源化、資源循環、不法投棄

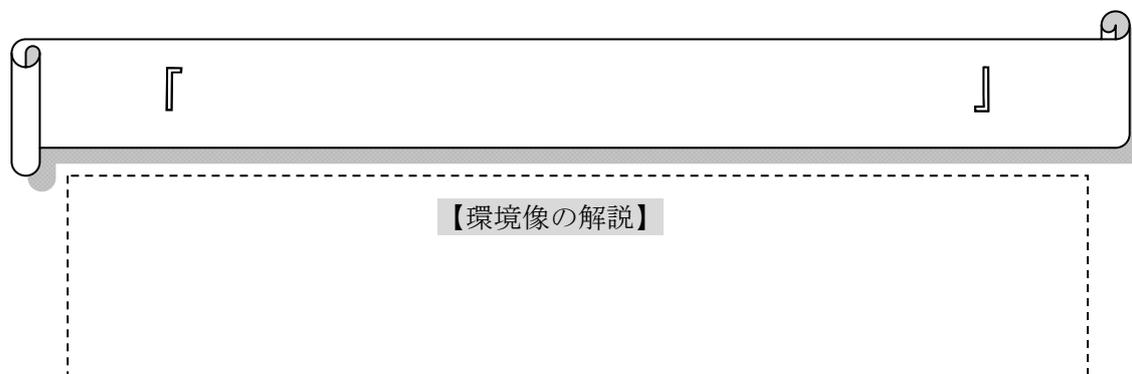
(5) 環境と共生する行動の拡大「環境をを考えて行動する社会」

**キーワード**：環境教育、環境保全活動、自然体験、環境保全視点での社会・経済活動

## 第3章 目指すべき甲賀市の環境

### 1. 目指すべき甲賀市の環境像

目指すべき甲賀市の環境像を次のように定めます。



### 2. 環境像を実現するための基本方針

甲賀市の環境像の実現に向けて、3つの基本方針を定め、施策を展開していきます。

#### ◆ 其の一「豊かな自然と共に快適に生活できるまち」

森林や里地・里山、水辺など地域種が生育できる美しい自然環境を人の手によって良好な状態に保全し、まちなかの水辺や緑を豊かにするとともに、環境汚染の未然防止に努め安心・安全な生活環境を維持し、自然と共に快適に生活できるまちづくりを進めます。

#### ◆ 其の二「地球環境への優しさが溢れるまち」 (甲賀市地域新エネルギービジョンを包括)

省エネ技術の導入や省エネ型の生活スタイルによりエネルギー効率を高め、豊富に存在する木質バイオマスエネルギーをはじめとする再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、4Rの推進によりごみの排出抑制を進め、低炭素・循環型のまちづくりを進めます。

#### ◆ 其の三「誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち」

環境教育や環境学習を充実することで、環境意識の向上を図るとともに、市民や事業者など誰もが、家庭や学校、職場など様々な場面で、環境を意識し、環境に配慮した行動ができるまちをつくります。

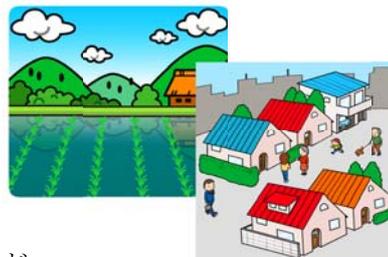
## 第4章 基本方針に基づく取り組み

目指すべき環境像の実現に向けて、基本方針に基づき、8年間で推進する施策を展開します。その中で、最初の4年間で特に重点的に進めていくべき施策を重点施策として定めます。

### 其の一

### 「豊かな自然と共に快適に生活できるまち」

- 生態系の保全
  - ◆ 甲賀市レッドリスト種の保全
  - ◆ 里地・里山の保全
  - ◆ 有害鳥獣対策・外来種対策の推進 など
- みどりの保全と創出
  - ◆ 緑化の促進
  - ◆ など
- 水環境の保全
  - ◆ 水辺環境の保全
  - ◆ 節水の推進（雨水タンクの設置） など
- 快適な生活環境の確保
  - ◆ 公害の防止（大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、化学物質等、光害）
  - ◆ 緑地の整備 など



- 省エネルギーの推進
  - ◆ クールチョイスの推進
  - ◆ エコカーの普及・エコドライブの推進
  - ◆ 公共交通の利用促進
  - ◆ 地産地消の促進 など
- 再生可能エネルギーの普及（甲賀市新エネルギービジョン）
  - ◆ 太陽光エネルギー、木質バイオマス、小水力発電の普及促進 など
- 3者協働による循環型社会の実現
  - ◆
- 4R（リデュース、リユース、リサイクル+リフューズ）の推進 など
  - ◆ ごみの減量とリサイクルの推進（生ごみ堆肥化システムの普及、廃油の回収）
  - ◆ 不法投棄の防止
  - ◆ ごみの適正処理 など



### 其の三

### 「誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち」

- 環境教育・学習の充実
  - ◆ 環境学習の充実
  - ◆ 学校での地域環境学習の実施
  - ◆ 環境リーダーの育成 など
- 環境情報の発信
  - ◆ 広報紙による情報提供
  - ◆ 環境イベントの開催
  - ◆ 環境報告書の作成 など
- 多様な主体の連携・協働
  - ◆ 環境保全協定の締結
  - ◆ 県や近隣自治体との連携 など



## 第5章 計画を進めるために

### 1. 計画推進のしくみ

本計画の推進にあたって、市民・事業者・行政がそれぞれ主体的に行動するとともに、適切に協働、連携しながら取り組みます。

#### ① 市民の役割

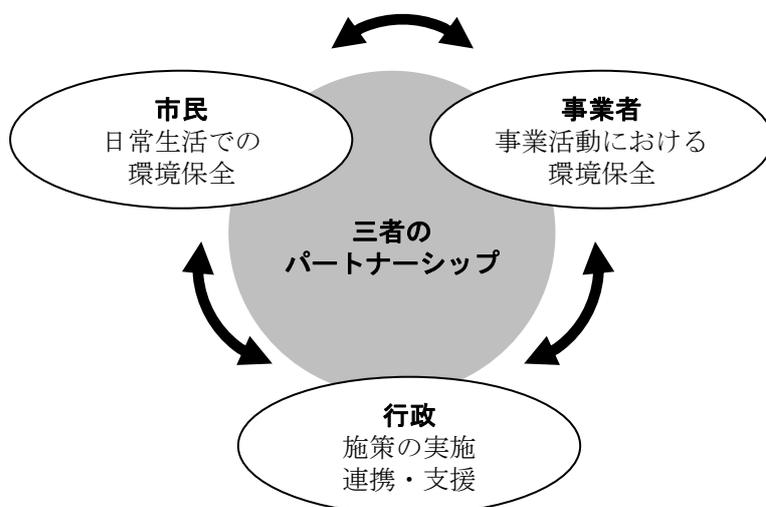
市民は、市の環境施策に協力するとともに、日常生活の中で、一人ひとりが環境を意識した行動を行うように心がけ、環境保全に取り組みます。

#### ② 事業者の役割

事業者は、環境に配慮した事業活動を心がけるとともに、市民や行政と協力し、環境保全活動を積極的に実施します。

#### ③ 行政（市）の役割

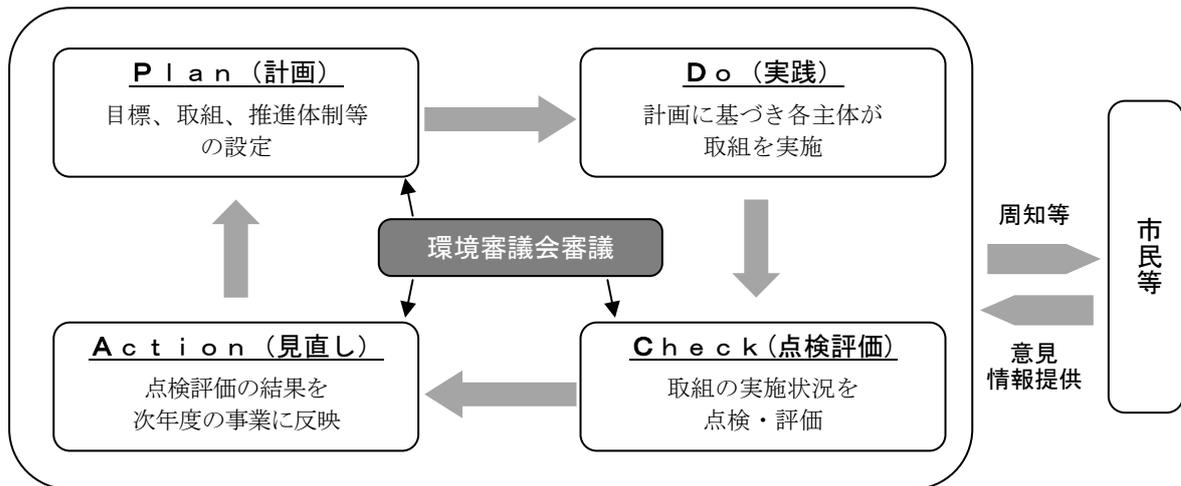
行政は、環境保全に関する施策を推進するとともに、市民や事業者等がそれぞれの役割を果たし、連携して取り組むことができるよう、支援と啓発に努めます。



## 2. 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、市民等からの意見を踏まえ、環境審議会でP D C Aサイクルによる進行管理を行います。結果は、市ホームページ等で広く周知します。

進捗については、毎年度実施する事業評価により実施状況の点検や評価を行うとともに、中間年において市民意識調査等により基本方針毎の達成状況の把握を行います。



### 資料編

- アンケート調査結果
- 審議会の検討結果（策定の経過等、諮問、答申）
- 用語集
- その他関係資料